

関連内線規程について(抜粋)

1365節 配電盤及び分電盤

1365-1 配電盤及び分電盤の設置場所
(対応省令：第14、59条)

1. 配電盤及び分電盤は、次の各号に掲げる場所に施設すること。
- ① 電気回路が容易に操作できる場所
 - ② 開閉器を容易に開閉できる場所
 - ③ 露出場所（3170-7（分電盤の施設）に規定する補助的分電盤を除く。）
 - ④ 安定した場所

〔注〕戸棚の内部（配電盤及び分電盤として専用のスペースが確保されているものを除く。）、便所の内部、浴室などには、容易に開閉できる場所とはみなさない。

2. 露出した充電部のある配電盤及び分電盤は、電気取扱者以外のものが容易に出入りできない場所に設置し、かつ、高圧用にあつては、電気取扱者が露出した充電部に容易に触れるおそれがないように施設すること。

〔注〕低圧用（1365-9（住宅用分電盤の構造）に規定する住宅用分電盤を除く。）にあつても、露出した充電部分に触れるおそれのない構造とするのがよい。

3. 配電盤及び分電盤は、レンジなど火気を使用する場所の上部以外の乾燥した場所に施設しなければならない。ただし、それぞれの環境に適応する形のものを使用する場合は、この限りではない。

1365-2 屋側又は屋外に施設する配電盤及び分電盤(対応省令：第14、59条)

配電盤及び分電盤（キャビネットを含む。）を屋側又は屋外に施設する場合は、屋外形など施設場所に依り、雨水などの侵入を防止する構造のものを使用すること。

〔注〕1100-1（用語）④（防湿形）、⑤（防雨形）、⑥（防まつ形）、⑦（防浸形）により選定する必要がある。

1365-3 配電盤及び分電盤に取り付ける器具及び電線(対応省令：第14、56、59条)

配電盤及び分電盤に取り付ける器具及び電線（管内に収めた電線及びケーブルを除く。）は、容易に点検できるように施設すること。

1365-4 分電盤の施設(対応省令：第14、59条)

分電盤は、カットアウトスイッチのよ

うに常態において充電部を露出しない構造の開閉部（例えば、カバー付ナイフスイッチ）又は過電流遮断器を取り付けたものを除き、1365-6（箱）に適合する箱内に収めること。

1365-5 盤(対応省令：第14、59条)

1. 露出して施設される配電盤及び分電盤の材料は、不燃性のものであること。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、難燃性の合成樹脂成形品又は木製のものを使用することができる。

- ① 金属又は合成樹脂製の箱に収めた開閉器を使用する場合
- ② 配線用遮断器を使用する場合
- ③ 300V以下の電路において、カットアウトスイッチ、カバー付ナイフスイッチ又はカバー付スイッチを使用する場合
- ④ 300V以下の電路において、100A以下の開放ナイフスイッチを使用する場合

2. 前項④の場合において、木製の盤には、不燃性物質を張り付けること。

3. 木製の盤には、充電部分を直接取り付けないこと。

1365-6 箱(対応省令：第14、59条)

配電盤及び分電盤を収める箱は、JISの適合する構造のものを除き、次の各号に適合すること。

- ① 難燃性の合成樹脂のものについては、厚さ1.5mm以上とし、耐アーク性のものであること。
- ② 鋼板製のものは、厚さ1.2mm以上であること。ただし、縦又は横の長さが30cm以下のものは、1.0mm以上とすることができる。

- ③ 盤の裏面に配線及び器具を配置しないこと。ただし、容易に点検できる構造としたもの及びガター内の配線は、この限りではない。

- ④ 絶縁抵抗の測定及び電線接続端子の点検が容易にできる構造とすること。

- ⑤ 盤の側方又は裏に設けるガターは、鋼板製で電線を強く屈曲又は押圧することがない大きさをもつものであること。

〔注〕垂直に布設した金属管から立ち上げられる断面積が38mm²以上の電線を屈曲させるために必要なガターの幅は、1365-1表に示す値以上であることが望ましい。

1365-1表 ガターの幅

電線の太さ(mm ²)	ガターの幅(cm)
38	8
100以下	10
250 //	15
400 //	20
600 //	25
1,000 //	30

1365-7 配電盤及び分電盤のわくなどの接地(対応省令：第10、11、14条)

1. 配電盤及び分電盤を収める金属製の箱及びこれを支持する金属わく又は構造物は、1350-2（機械器具の鉄台、金属製外箱及び鉄わくなどの接地）の規定に準じて接地すること。

2. 住宅用分電盤に施す接地線の太さは、前項の規定にかかわらず電源側に施設する過電流遮断器の定格電流又は当該分電盤の定格電流に応じて、1350-3表を適用することができる。

1365-8 分電盤への使用電圧の表示
(対応省令：第14、59条)

1. 住宅用分電盤内に100Vと200Vの分岐回路が混在する場合は、200V分岐回路が容易に識別できるように、その過電流遮断器の近い箇所に、200Vの表示をすること。

2. 住宅用分電盤内に単相2線式と単相3線式の分岐回路が存在する場合は単相3線式分岐回路が容易に識別できるように、その過電流遮断器の近い箇所に「単相3線式分岐回路」の表示をすること。

詳細につきましては別途内線規程を参照ください。

その他関連規格資料について

日本配電盤工業会規格

- 1. JISA 300 分電盤通則
- 2. JISA 305 汎用形分電盤 I (IC1.5KA)
- 3. JISA 306 汎用形分電盤 II (IC2.5KA)

詳細につきましては上記規格を参照ください。